

農業委員会名簿

出席席	役 職	氏 名	備 考
出席	会 長	平 野 英 治	
出席	副 会 長 (職務代理者)	田 中 光 義	
出席	副 会 長	佐 野 哲 司	
出席	副 会 長	青 木 昌 司	
出席	委 員	横 井 清 美	
欠席	委 員	山 田 真 弘	
出席	委 員	鷺 野 則 美	
出席	委 員	中 野 正 広	
出席	委 員	日 榮 隆 広	
出席	委 員	加 藤 丈 晴	9時7分到着
出席	委 員	鈴 木 裕 美	
出席	委 員	加 賀 保	
出席	委 員	沖 由 雄	
出席	委 員	浅 井 佐智子	
欠席	委 員	大 橋 一 之	

事務局出席者

氏 名	氏 名
産業振興課長（事務局長）	清 水 直 樹
課長補佐（事務担当）	伊 藤 光
主 査（事務担当）	藤 田 佳 久
主 事（事務担当）	平 松 美 有
主 事（事務担当）	植 松 佑 太

## 進行要領

発言者	内 容
	<p>1. 開催日時 令和5年11月20日(月) 午前9時00分から午前9時25分</p> <p>2. 開催場所 愛西市役所 北館3階 災害対策本部兼会議室</p> <p>3. 出席委員(13人) 別紙のとおり</p> <p>4. 欠席委員(2人) 別紙のとおり</p> <p>5. 議事日程</p> <p>日程第 1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第 2 議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請</p> <p>日程第 3 議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請</p> <p>日程第 4 決定第10号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について</p> <p>日程第 5 専決報告 1. 農地法第3条の3の規定による届出 2. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 3. 現況証明願</p> <p>日程第 6 報 告 1. 農地法第18条第6項の規定による通知 2. 農地法第5条関係取消願</p> <p>6. 農業委員会事務局職員(5人) 別紙のとおり</p> <p>7. 本委員会の書記は、課長補佐 伊藤 光 主査 藤田 佳久 主事 平松 美有 植松 佑太 である。</p> <p>8. 会議の概要</p> <p>開会(午前9時00分)</p>
事務局長	<p>定刻となりましたので、只今より、令和5年11月定例農業委員会を始めさせていただきます。議事の進行は、愛西市農業委員会総会規則第5条により平野会長さんをお願いします。</p>
事務局長	<p>会長さん宜しくをお願いします。</p>
会長	<p>《会長あいさつ》</p>

<p>会長</p>	<p>それでは、本日の出席者数は（15名中13名）で、定足数に達しておりますので、只今より11月定例農業委員会を開会します。</p> <p>審議に入ります前に、日程第1、本日の議事録署名者を私より指名致します。ご異議ありませんか。</p> <p>《異議なしの声》  それでは、  議席番号 11番 沖 由雄（オキ トシオ）委員  議席番号 12番 青木 昌司（アオキ ショウジ）委員</p> <p>を指名しますので宜しくお願いします。</p> <p>それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らせていただきます。</p> <table border="0"> <tr> <td>議案第24号</td> <td>農地法第3条の規定による許可申請</td> <td>13件</td> </tr> <tr> <td>議案第25号</td> <td>農地法第5条の規定による許可申請</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td>決定第10号</td> <td>旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について</td> <td>15件</td> </tr> <tr> <td>専決報告</td> <td>1. 農地法第3条の3の規定による届出</td> <td>15件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3. 現況証明願</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>報告</td> <td>1. 農地法第18条第6項の規定による通知</td> <td>8件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2. 農地法第5条関係取消願</td> <td>1件</td> </tr> </table>	議案第24号	農地法第3条の規定による許可申請	13件	議案第25号	農地法第5条の規定による許可申請	4件	決定第10号	旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について	15件	専決報告	1. 農地法第3条の3の規定による届出	15件		2. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出	2件		3. 現況証明願	1件	報告	1. 農地法第18条第6項の規定による通知	8件		2. 農地法第5条関係取消願	1件
議案第24号	農地法第3条の規定による許可申請	13件																							
議案第25号	農地法第5条の規定による許可申請	4件																							
決定第10号	旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について	15件																							
専決報告	1. 農地法第3条の3の規定による届出	15件																							
	2. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出	2件																							
	3. 現況証明願	1件																							
報告	1. 農地法第18条第6項の規定による通知	8件																							
	2. 農地法第5条関係取消願	1件																							
<p>会長</p>	<p>それでは、議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請13件について審議をお願いします。なお、議案番号3番については、総会規則第17条の「議事参与の制限」に該当します。まず、議案番号3番の審議をおこないます。関係委員は退席をお願いします。</p> <p>《関係委員 退席》</p>																								
<p>会長 事務局</p>	<p>それでは、事務局より説明をお願いします。</p> <p>《事務局説明》（3番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明）</p> <p>以上、1件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われます。以上で説明を終わります。</p>																								

会長	<p>只今、事務局より議案番号 3 番 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p>
会長	<p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第 2 4 号 農地法第 3 条の規定による許可申請 3 番について賛成の方は挙手をお願いします。</p>
会長	<p>(全員挙手)</p>
会長	<p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。</p>
会長	<p>それでは関係委員に入ってもらって下さい。</p> <p>《関係委員 着席》</p>
会長	<p>それでは、議案番号 1 番、2 番、4 番から 1 3 番について、審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》(1 番、2 番、4 番から 1 3 番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明)</p> <p>以上、1 2 件につきましては、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われます。以上で説明を終わります。</p> <p>※遅刻した委員 1 名到着</p>
会長	<p>只今、事務局より議案番号 1 番、2 番、4 番から 1 3 番 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p>
浅井委員	<p>譲渡人の申請事由で営農が困難になったとはどういうことか。</p>
事務局	<p>市外で遠方の方が譲渡人の場合、申請書にはこのような理由で記載があるため、その実態をそのままここに記載しております。</p>
会長	<p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第 2 4 号 農地法第 3 条の規定による 1 番、2 番、4 番から 1 3 番について賛成の方は挙手をお願いします。</p>

	<p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。</p>
<p>会長</p>	<p>続きまして、議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請4件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》</p> <p>(1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は住所地のアパートにて夫婦2人と子1人の3人で生活しております。現在の住居では大変手狭になってきており、新たな住宅を建築し、新たな生活を始めたいと思っておりました。申請者夫婦には所有する土地がないため、やむなく両親に相談したところ、申請地に建築してはどうかという話になりました。申請地は本家から近く、両親が年老いたときに面倒を見ていくこともでき、周辺の農地への影響も少なく、最適地と判断しました。今般の申請にて申請地を借り受け、分家住宅を設置する計画です。</p> <p>(2番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は平成19年に設立された法人で、愛知県西部を中心に主に土地と新築住宅の分譲販売などを行っています。かねてより、事業に必要な現地看板、看板用ブロック、カラーコーン、軽トラックなどの保管場所がなく日々頭を悩ませております。現在は代表取締役の自宅に無理やり置いていますが、日々の生活に支障が出ている状態です。そんな折、申請地が見つかり、面積もちょうどよい広さであり、愛西市、津島市が扱う物件としては圧倒的に多いため場所も最適であり、仕事の効率も格段に良くなると考えました。今般の申請にて申請地を買い受け、資材置場を設置する計画です。</p> <p>(3番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は申請地の隣で飲食店を経営しております。常連客も多く、車で来店する客も多くなり、駐車場が必要となってきました。そこで、駐車場を確保する必要がありますが、農地法等の法令に無知であったため、平成27年ごろより無断で利用してしまっていました。申請手続きが必要なことがわかり、遅ればせながら今回の申請に至りました。今般の申請にて申請地を借り受け、南側の隣地と一体で駐車場として利用する計画です。</p> <p>(4番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は市町村合併以前から地元の地縁団体として、住民相互の連絡、区域内の維持管理及び環境整備、行政との連携と区域内自治全般を区域内住民で持ち回り、執り行ってきました。申請地に隣接した公民館を活動の拠点として地元の行事を行っております。しかしながら公民館には駐車場がなく、社会の変化もあり、駐車場は必須であると考えました。今般の申請にて申請地所有者</p>

	より寄付の申出を受け、譲り受けることで公民館を利用する住民用の駐車場を設置する計画です。
会長	以上、4件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われます。以上で説明を終わります。
会長	事務局より議案第25号について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。
会長	(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請4件について 賛成の方は挙手をお願いします。
会長	(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。
事務局	続きまして、決定第10号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定についての説明をお願いします。  《事務局説明》(1番から15番の譲受人住所氏名、譲渡人住所氏名、申請地、面積、公告期間、作物名、権利の設定、新再設定を朗読及び説明) 旧経営基盤法第18条の規定による農地利用集積につきましては、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。 議案番号1番から15番、全体筆数は63筆、面積は61,036㎡です。 1番から15番までは愛知県農業振興基金が一次借受人となっています。耕作人として、14名の方々が借り受けております。 内容につきましては、作物は 水稻、レンコン、蔬菜です。 愛知県知事同意は令和5年11月7日、愛知県農業振興基金同意は令和5年11月7日、公告年月日は令和5年11月30日、契約開始年月日は令和5年12月1日となっております。権利の内容は、賃貸借権、使用貸借権でございます。 以上、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。 なお、この事案につきましては旧農業経営基盤強化促進法 第18条第3項の各要件をすべて、満たしていると思われます。以上で説明を終わります。
会長	只今、事務局より決定第10号 について 簡略した内容ではございますが、説明させていただきました、何かご質問はございますか。  (発言なし)

<p>会長</p>	<p>宜しいでしょうか。  それでは、決定第10号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について、賛成の方は挙手をお願いします。</p>
<p>会長</p>	<p>(全員挙手)  有り難うございました。  全員賛成ですので、市へ答申する事に決定させていただきます。</p>
<p>会長</p>	<p>続きまして、専決報告 3件 について事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》  (専決報告 農地法第3条の3の規定による届出 1番から15番の申請者住所氏名、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読説明) 以上、15件の届出を受理しました。   (専決報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 1番から2番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明) 以上、2件の届出を受理しました。   (専決報告 現況証明願 1番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・取消事由・受理通知交付年月日を朗読説明) 以上、1件の届出を受理しました。この事案につきましては、事務局にて申請書類・現地を確認し、証明いたしました。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、専決報告 3件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p>
<p>会長</p>	<p>(発言なし)  宜しいでしょうか。  それでは質問もないようですので、専決報告については終了させていただきます。</p>
<p>会長</p>	<p>続きまして、報告 2件 について事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》  (報告 農地法第18条第6項の規定による通知 1番から8番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、当初の目的、事由、備考を朗読説明) 以上、8件</p>



	<p>の合意解約を受付いたしました。</p> <p>(報告 農地法第5条関係取消願 1番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、当初の目的、事由、備考を朗読説明) 以上、1件の取消願を受理いたしました。</p>
会長	<p>只今、報告 2件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p>
会長	<p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、質問もないようですので、報告については終了させていただきます。</p>
会長	<p>これをもちまして、11月定例農業委員会に付託された案件の審議を終了します。</p> <p>(終了 午前9時25分)</p>

上記のとおり会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和5年11月20日

会 長 平 野 英 治

議事録署名者  
議席番号11番委員 沖 由 雄

議事録署名者  
議席番号12番委員 青 木 昌 司